

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 83

処 分 名	低炭素建築物新築等計画の認定	
処 分 の 概 要	市街化区域内等において低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合する場合に認定する。	
根 拠 法 令 名	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)	
条 項	第53条第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項、法律第54条第1項および、松山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第6条の認定基準に適合すること。</p> <p>【根拠法令等】 都市の低炭素化の促進に関する法律 (低炭素建築物新築等計画の認定) 第53条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定をすることができる。 2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 建築物の位置 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 三 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画 四 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>(低炭素建築物新築等計画の認定基準等) 第54条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に規定する判断基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。 二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。 三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</p>	

松山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年規則第2号)
(認定基準)

第6条 法第54条第1項第2号に規定する基本方針に照らして適切なものであることの基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該建築物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地の区域内に立地しないこと。ただし、当該区域内にあっても、長期にわたる立地が想定されることが法令に基づく許可等により明らかな建築物については、この限りでない。

(2) 当該建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定の区域内に立地する場合にあつては、当該建築協定に関する事項に適合すること。

手続の流れ

